

オーバーヘッドドアの防犯性能の試験に関する細則（平成16年基準）

1 一般事項

この細則は、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議（以下「官民合同会議」という。）が行う、主として車庫、倉庫の出入口に使用されるオーバーヘッドドア（以下「OHD」という。）の防犯性能試験（以下「試験」という。）について規定する。

2 受験手続等

2.1 申請

受験を希望する者は、日本シャッター・ドア協会（以下「協会」という。）に申し込むものとする。

なお、協会が申込みを受理しなかった場合、その他協会の対応に不服がある者は、官民合同会議試験委員会事務局（警察庁生活安全局生活安全企画課）に対し、申し出ることができる。

2.2 合同試験の申請

複数の型式のOHDについて同一構造であるとして申請があった場合において、試験委員会が認めたときは、それらについて合同試験を行うことができる。

なお、合同試験の申請があったOHDの製造・販売者が2社以上にわたるときは、そのうちの1社又は製造・販売者の団体が代表して申請をするものとする。

2.3 申請時に提出する書類等

申請に際し提出すべき書類等は、受験申込書、試験体図、施工要領書及び構造説明図書とする。

2.4 受験資格

試験を受験できるOHDは以下のとおりとする。

JIS A4715 に該当する構造であって、セクションの板厚が0.5mm以上でかつ凹凸があること

スイッチボックスを有するものについては、別に定めるスイッチボックスの試験に合格したものを備えること

明かり窓を有する場合は、次の構造であること

- ・ 窓の大きさは、400mm×250mm（楕円の場合は400mm×300mm）以下とする
- ・ 窓の高さ位置は、窓開口部下端で床より1800mm以上とする
- ・ 窓の間隔はセクション中央振り分けで1m以上のフラッシュ部分を有するものとする

操作方式は電動式であること

上記、及びと同等以上の性能を有するものとして試験委員会が認めたもの

3 試験員

試験員は、警察庁、国土交通省又は協会が推薦する者であることとする。

4 試験会場

試験会場は科学警察研究所、独立行政法人建築研究所又は財団法人ベターリビング筑波建築試験センターのほか、以下のとおりとする。

試験委員会の承認を得た協会の会員会社試験所

受験者の申出による上記以外の試験所で、試験委員会の承認を得た試験所

5 試験体の準備、設置

5.1 一般事項

納まりは実際に使用する納まりとし、試験体サイズは開口部幅(W) = 3.0m程度、開口部高さ(H) = 2.4m程度とし、詳細は試験体図による。

5.2 設置

試験体は、施工要領書に準じて、直角に垂直に、かつ、ねじれや曲がりなく試験体取付枠に固定しなければならない。取付け高さは、通常使用される高さとする。

試験体取付枠は、別添資料「試験体取付枠説明図」に従い、試験の目的に適した十分に剛性のあるものとする。

5.3 試験体の準備と検査

試験体取付枠に取り付けられた試験体を、目視で検査し、損傷やキズや仕上げの特異な状況を記録する。試験開始前に、施工要領書に記載通りの条件で製品が取り付けられ、かつ閉鎖されていることを確認する。

6 試験方法

試験は、以下の手口について、それぞれ試験手順書に定める方法により実施する。試験の際に発生する音量については、攻撃の際に90dB以上の音量が発生しないよう配慮する。

なお、申請されたOHDがこの細則に基づく試験において抵抗時間が5分以上であると認められたOHDと同一の構造であり、かつ防犯性能に影響がないと、試験委員会が判断した場合にあっては、抵抗時間が5分以上であるとみなし、該当する試験を省略することができる。

6.1 ボトムセクションこじ開け試験（試験番号1）

ボール、木片を用い、ボトムセクションをこじ開けて侵入する。

6.2 切り破り試験（試験番号2）

充電式ドリル、キリ及び金切鋏を用い、セクションに穴を開けて侵入する。

6.3 セクション端部こじ開け試験（試験番号3）

バール、木片を用い、セクション端部の左右いずれかをこじ開けて侵入する。

7 試験結果の判定

7.1 判定基準

試験の結果、いずれの手口についても、攻撃の開始から5分間以上人体が通過できる状態にならなかったものを合格とし、防犯性能の高いOHDとする。

以下に示すいずれかの断面をもつ試験ブロックが通り抜けることを可能とする開口部は、その構造・仕様に関わらず侵入可能な開口部とみなす。

400mm×250mmの長方形

400mm×300mmの楕円形

直径が350mmの円

ただし、ボトムセクションこじ開け試験(試験番号1)、切り破り試験(試験番号2)、セクション端部こじ開け試験(試験番号3)については平成16年9月9日及び平成16年10月12日に官民合同会議試験委員会が行った予察試験において、以下の～の要件を備える電動トロリー式のOHDについては、攻撃の開始から5分以上人体が通過できる状態にならなかったことが確認されていることから、試験委員会においてこれと同等以上であると判定されたものについては、合格とする。

セクションの板厚が0.5mm以上かつ裏補強の板厚が1.2mm以上又はセクション板厚0.8mm以上でかつ裏補強の板厚が0.8mm以上であること

ガイドレール及びガイドレール取付材の板厚が2.0mm以上であること

セクション高さが570mm以下

ローラ軸径が11mm以上

7.2 合同試験における判定基準

合同試験の申請があったOHDについては、そのうちから無作為抽出した1体を代表試験体として試験を実施し、7.1と同一の判定基準によって合否の判定を行い、代表試験体が合格したときは、合同試験の対象となるすべての型式について合格したものとみなす。

8 再試験

8.1 試験結果が不合格の場合においてその抵抗時間が4分を超えていたときに限り、その原因を改善した旨を添えて受験者が再試験を申し込んで、それを試験委員会が認めた場合は1回に限り再試験を受けることができる。

8.2 試験体取付けにおける施工上の不具合に起因して不合格となった場合で、受験者が再

試験を申し込んで、それを試験委員会が認めた場合は1回に限り再試験を受けることができる。

9 試験報告書

9.1 試験報告書は、協会が3部作成し、1部は試験委員会に、1部は申請者に提出することとし、残る1部は協会が保管するものとする。

9.2 試験報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

種類

申請者

型名 / 商品名

試験項目

使用工具

試験日

試験場所

試験員

発生音が所定のピーク値を超えた回数

試験写真

その他必要と認められる事項

10 試験費用

10.1 試験費用は別途定める受験説明書に従い、受験者の負担とする。

10.2 試験の手数料は、1型式につき3万円とし、受験申込みの際、協会に納付しなければならない。

10.3 試験に際して実費を要したときは、その額を限度として受験する者より徴収することができる。